

◆中村あきひろ 発言（抜粋）

次に、労働者協同組合法の実用化についてお尋ねいたします。

2020年12月4日、労働者協同組合法が第203回臨時国会において与野党全会一致で成立、同月11日に公布されました。協同労働とは、働く人が出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方です。今回の成立によって、労働者派遣事業以外の全事業分野で活用が可能となりました。

具体的には、現在協同労働に取り組む団体が、高齢者介護事業、保育・学童保育などの子育て支援事業、農業や林業などの一次産業、住宅関連、清掃・管理など、地域において多様な需要に応じて事業を行っており、本区においても特定非営利活動法人ワーカーズコープが、立花児童館、立川児童館、八広はなみずき児童館の指定管理業務に携わっております。とりわけ指定管理事業において、公益性が高い介護、保育、学童の分野は、株式会社のような経費を最小化し利益を最大化する事業体はなじみません。利益を追求することがなじまない公益性が高い業種に、協同労働の非営利の組織体が今後活躍の場を広げることが想定されます。

先般、8月31日に本区の各関係所管で既に協同労働の研修が行われたと聞いておりますが、今後、2022年10月1日の施行に向けて、労働者協同組合法に基づく協同労働が実用化されるように、調査・研究をより深めていく必要があると考えます。

先進的な事例を挙げれば、鳥取県では労働者協同組合に関する相談窓口の設置をしております。広島市でも、2014年から協同労働プラットフォーム事業を実施し、現在は25団体で運営されており、市から2,500万円の予算が執行されております。

スペインのバルセロナでは、現在の資本主義の制度のゆがみである格差の問題、地球温暖化の問題、労働環境の問題等に対する解決策の一つとして、持続可能な社会の実現のために協同労働の考え方が広く浸透しており、多くの事業で協同労働が実施されております。

今後、より公益性の高い指定管理事業において、株式会社を選定していくのか、それとも労働者協同組合等の非営利団体を選定していくのが問われてくると思います。まずは、各所管で調査・研究し、協同労働の可能性を追求していただきたいと思いますが、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、指定管理者の選定評価基準につきましてお尋ねいたします。

現在の選定評価基準では、3本柱として、「利用者サービスの向上」「効率的・効果的な施設の運営」「事業計画の遂行能力」の評価項目がありますが、労働環境に関する評価項目がありません。

なぜ評価項目を追加すべきかと申し上げますと、よく言われる介護士、保育士、学童指導員の低賃金の問題があります。指定管理制度は、指定管理料の上限が設定されており、家賃を含む固定費は削れませんので、利益を確保するために人件費を抑制する傾向があります。介護士、保育士、学童指導員の低賃金の問題が出てくるのはその結果であり、特に社会的課題である介護士、保育士不足の状態を解決する最大の施策は、介護士、保育士の給料を全産業の平均賃金並みにすることしかありません。

そもそも指定管理制度そのものが経費削減を目的に制度設計されておりますので、制度設計そのもの

を見直さなければならないのは言うまでもありませんが、今の制度の中でできる限りのことをすべきと考えます。

また、練馬区では、指定管理者の評価項目・基準の中に「地域への貢献」という評価項目があります。墨田区基本計画で、「地域力日本一」のまちをスローガンに掲げて目指しているのであれば、地域貢献という評価項目が必要不可欠であると考えます。

選定時の労働環境、特に低賃金対策としての労働分配率の評価項目及び地域貢献の評価項目を追加すべきと考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

### ◎区長 答弁（抜粋）

第3は、労働者協同組合法の実用化についてです。

協同労働による働き方は、労働者自身が地域において生きがいを持って働くことができる新たな仕組みとして注目しています。

先般、関係所管の管理職等を対象に、ワーカーズコープ連合会の方を講師として、労働者協同組合法の概要や趣旨、協同労働の事例などの勉強会を実施したと聞いており、来年10月1日の法施行に向けて、国や都の動向や施策について適宜情報収集を行い、課題の整理に努めていきます。

今後、法が施行され、協同労働の非営利団体が指定管理施設へ参入する機会が広がる可能性もあると考えますが、現在も選定に当たっては、株式会社、非営利団体を問わず施設の特性や要求水準に基づき、総合的に判断していますので、今後もこの方針に従い対応していきます。

第4は、指定管理事業の選定評価基準の在り方についてです。

まず、労働環境に関する評価項目の追加についてです。

区では、指定管理者に労働基準法のほか、労働安全衛生法や最低賃金法など、労働環境に関する法令遵守を義務付けています。その上で、選定評価基準の効率的・効果的な施設の運営の中で、事業計画を実現するための適正額を評価項目として挙げていることから、労働分配率を新たな項目として追加する考えはありませんが、選定に当たっては、ご提案の趣旨を踏まえ、今後とも収支計画における人件費とのバランスを勘案して適正に評価していきます。

なお、運営開始後には、原則2年目の施設において社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施し、低賃金や長時間労働などの労働環境・条件に法令違反等がないかの確認も行っています。

次に、地域貢献に関する評価項目の追加についてです。

選定評価基準では、既に各施設に共通する一般的な事項として、区民の雇用や区内企業の活用を地域貢献策の評価項目に掲げており、施設の特性に応じて、追加設定や重点項目として配点を高くするなどの運用を行っています。